

一般会計予算・決算審査特別委員会記録【未校正】

○招 集 日 時 令和7年 9月19日（金）午後 1時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委 員 長	佐 藤 隆 治
	副 委 員 長	杉 山 尊 宣
	委 員	長 塚 美 雪
	〃	岡 口 す み え
	〃	古 谷 貴 子
	〃	海 東 一 弘
	〃	根 岸 裕 美 子
	〃	久 保 田 真 澄
	〃	関 川 翔
	〃	遠 山 智 恵 子

○欠 席 委 員 なし

○出席説明員	市 長	中 村 修
	副 市 長	伊 藤 哲
	副 市 長	黒 澤 伸 行
	総 務 部 長	吉 田 文 彦
	政 策 推 進 部 長	齋 藤 嘉 彦
	財 政 部 長	田 中 英 樹
	福 祉 部 長	鈴 木 文 江
	健 康 増 進 部 長	彦 坂 哲
	まちづくり振興部長	野 口 昇
	消 防 長	岡 田 直 紀
	総 務 部 次 長	立 野 啓 司
	財 政 部 次 長	飯 竹 永 昌
	福 祉 部 次 長	下 田 浩
	福 祉 部 次 長	佐 藤 睦 子
	健 康 増 進 部 次 長	助 川 直 美
	まちづくり振興部次長	海 老 原 輝 夫

会 計 管 理 者
消 防 次 長
総 務 課 長
選挙管理委員会書記長補佐
情 報 管 理 課 長
政 策 推 進 課 長
魅力とりで発信課長
財 政 課 長
課 税 課 長
高 齢 福 祉 課 長
障 害 福 祉 課 長
子 育 て 支 援 課 長
健 康 づ く り 推 進 課 長
農 政 課 長
環 境 対 策 課 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長
消 防 本 部 警 防 課 長
総 務 課 副 参 事
選挙管理委員会主任書記
社 会 福 祉 課 副 参 事
高 齢 福 祉 課 副 参 事
保 健 セ ン タ ー 副 参 事
環 境 政 策 室 長
安全安心対策課長補佐
安全安心対策課長補佐
デジタル化推進室長
政 策 推 進 課 長 補 佐
魅力とりで発信課長補佐
魅力とりで発信課長補佐
魅力とりで発信課長補佐
財 政 課 長 補 佐

石 塚 幸 夫
仲 村 厚
松 崎 剛
岩 崎 弘 宜
高 中 誠
数 藤 弘 人
谷 池 公 治
稲 村 忠 弘
秋 山 和 也
鈴 木 哲 也
三 浦 雄 司
香 取 美 弥
染 谷 久
木 村 太 一
浜 野 彰 久
中 村 幸 男
土 谷 靖 孝
根 本 真 人
井 橋 久 美 子
柳 和 恵
吉 田 卓 也
真 田 幸 彦
岡 本 純
松 崎 昌 也
平 野 菜 穂 子
松 丸 幸 恵
成 島 寿
星 芳 宏
鈴 木 健 太

ふるさと納税推進室長
課税課長補佐
課税課長補佐
納税課長補佐
社会福祉課長補佐
高齢福祉課長補佐
障害福祉課長補佐
障害福祉課長補佐
子育て支援課長補佐
家庭児童相談室長
健康づくり推進課長補佐
保健センター課長補佐
産業振興課長補佐
消費生活センター長
産業活性化推進室長
農政課長補佐
環境対策課長補佐
消防本部総務課長補佐
消防本部警防課長補佐

佐藤麻衣子
海老原祐子
福地見一
細井大悟
根本清美
井上秀和
石橋陽一
村田絢子
飯塚千絵子
菅野栄一
櫻井裕久
渡辺良江
吉田宏
大手明子
鴨川幸子
岡田直樹
村松裕之
山崎弘二
竹村守

○職務のため
出席した者

議長
議会議務局長
議会議務局長補佐

山野井隆
前野拓
小笠原一裕

○付託事件 認定第1号 令和6年度取手市一般会計決算の認定について

○調査事件 (1) 委員間討議

○審査の経過

午後 1 時 分開議

【総括質疑等・討論・採決 ここから音校正済】

○佐藤委員長 ただいまの出席委員数は10名、定足数に達しておりますので会議は成立します。ただいまから一般会計予算・決算審査特別委員会を開きます。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧い

ただけます。当委員会の審査順序はサイドブックに登載したとおりです。

それでは、審査を行います。それでは、昨日に引き続き、認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定についてを審査いたします。

最初に、令和6年度取手市一般会計決算に関する委員会としての総括質疑を副委員長の杉山委員が代表して行います。この総括質疑は、時間や回数制限はありませんが、簡明に論点を整理して質疑願います。

杉山委員、よろしくお願いします。

○杉山委員 皆様、おはようございます。当委員会の副委員長を務めております杉山尊宣です。去る9月17日・18日の両日にわたり、令和6年度一般会計決算について集中審議を行いました。今回から質疑通告書の様式が改められたこともあり、委員一人一人がよりよい——より深い認識の下で審査に臨み、疑義をより深めることができたものと考えております。御対応いただきました執行部の皆様には、この場をお借りして感謝申し上げます。その中で、委員会内で協議を重ねた結果、市政において特に重要性が高いと判断した5項目を取り上げ、委員会の総意として私から総括質疑をさせていただきます。質疑の趣旨や建設的な議論の目的を御理解いただき、御答弁を何とぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、本市が実施する創業支援事業について伺います。予算・決算委員会での質疑や資料請求の結果、市内の起業者のうち事業継続できているのは、約25%にとどまることが明らかになりました。全国的には、小規模事業の5年継続率が、おおむね40%前後とされており、本市の状況は極めて低く、支援の実効性には大きな疑問が残ります。現在、創業スクールや相談会は実施されておりますが、起業後の伴走支援、販路開拓、資金調達支援の充実、さらにはスクールの内容が適切かどうかについても検証が必要です。また、起業家カード保有者に対する補助金は1万円のみで、初期投資や運転資金に対する実質的効果は限定的であると考えられます。さらに、支援を受けた事業者の継続状況を把握する追跡調査も行われていないという現状です。こうした点を踏まえ、市長として、前年度の取組をどのように評価されていますか。また、今後どのように事業を改善し、実効性を高めていくお考えなのかお聞かせください。

○佐藤委員長 中村市長。

○中村市長 杉山副委員長の御質疑に答弁をいたします。まず、市の産業振興施策について触れさせていただきます。商工業の振興発展は、地域経済の活性化や雇用創出において重要な役割を果たしており、総合計画の未来創造プラン2024の重点施策でもあります。市内産業活性化による地域のにぎわいの創出を目的として、様々な事業を展開しているところでもございます。本市においての商工業の発展を促進するための取組といたしまして、まず中小企業や小規模事業者が事業拡大や新規事業への立ち上げに必要な資金を調達するための融資あっせん制度があり、事業の安定や成長につながるものとなっています。また、市内商店街の活性化事業として、魅力ある商店会づくりのための事業を行う商店会等に対して活性化補助を実施してございます。創業支援事業や、安定的な雇用の確保につなげるための労働対策事業についても推進をしているところですが、商工業の振興への取組は、変化する経済情勢や景気の状態により、求められる施策も変わってまいります。創業支援

事業ですが、定量的な基準による評価は難しいと感じておりますが、ある程度の課題がある点も認識をしているところでございます。商工業の振興や、まちのにぎわいの創出の中で、創業支援についても新たな取組方があるかを研究し、推進してまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当部長より答弁いたします。

○佐藤委員長 森川部長。

○森川まちづくり振興部長 まちづくり振興部、森川でございます。市長の補足答弁をさせていただきます。創業支援事業の現状における評価について、お答えをさせていただきます。令和6年度は、連携創業支援事業者となる一般社団法人とりで起業家支援ネットワークにおいて、市の補助事業といたしましては、創業スクール・ビジネスプランコンテスト・社長塾・企業セミナーの4事業を実施いたしました。創業スクールでは30名の御参加をいただき、これまで参加者のうち6名が起業に至っていること、社長塾及び企業セミナーの2つの事業では、ともに起業準備者や創業間もない事業者が専門知識を学ぶとともに、新たなネットワークの構築につながったことなどから、創業支援事業としての一定の効果は得られたものと考えております。

次に、創業スクールの内容についてでございます。創業スクール事業は、創業支援等事業計画に含まれる特定創業支援等事業になります。その内容につきましては、経営・財務・人材育成・販路開拓について指針に沿ったカリキュラムを策定し、事業を開始し軌道に乗せるための基礎知識を学ぶことを目的に実施をしております。また、要件を満たした受講者に対しましては、特定創業支援事業を受けたことの証明書を発行することが可能となりまして、その証明書をもって登録免許税軽減措置や日本政策金融公庫による貸付け利率の引下げ等、国からの支援措置を受けることが可能となることから、創業者にとってメリットのある事業となっております。産業振興チャレンジ支援事業については、多くの創業期の事業者の方に対しまして、事業開始の事務用品などを購入する者に対して補助を行うための1万円の補助金とさせていただいておりますが、今後とも他市町村の補助制度等の状況については調査を続けてまいりたいと考えております。事業支援を受けた事業者へ、とりで起業家支援ネットワークが事業の継続状況について確認を行っておりますが、廃業されていた場合の理由の確認までには至っておりません。事業の継続に向けた経営面などのフォローアップについては、引き続き努めてまいりたいと考えております。創業後の支援につきましては、創業後の経営相談を中小企業診断士や税理士であるMatchアドバイザーも行っております。また、商工会員であれば、商工会からの経営、税務、労務などの幅広い分野で専門家による相談を受けることも可能です。創業後の支援として、引き続き、それらの対応の充実を図り、最大の効果と地域活性化につながることを目指してまいります。以上です。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。それでは次に、空き店舗活用について、お伺いいたします。空き店舗の有効活用は、全国的にも単なる商業施設の再生にとどまらず、地域経済の基盤強化や、にぎわいの創出、さらには起業家の挑戦の場を提供するなど、多面的な効果をもたらす重要な取組とされております。各自治体においても、それぞれの特色を生

かした工夫が進められているところです。しかし、本市においては、市・商工会・宅建協会の3者が十分に連携できていないのではないか、また先ほどの創業支援事業と同様に、効果検証が行われていないのではないかという点に疑問が残ります。以上を踏まえ、市長として、前年度の取組をどのように評価されているのか、また今後の制度の見直しについて、どのように検討されているのか、伺いたいと思います。

○佐藤委員長 森川部長。

○森川まちづくり振興部長 お答えをさせていただきます。取手市では、まちのにぎわいを創造するため、過去に営業していた実績があり、3か月以上営業が行われていない空き店舗を活用できるよう、空き店舗への出店者に対して家賃の一部を補助しております。御質疑の取手市商工会や茨城県宅地建物取引業協会との連携という点におきましては、本制度を広く周知し、また有効に活用いただくということを目的に、茨城県宅地建物取引業協会県南支部に御協力をいただき、制度の概要を記した資料を送付し、周知をお願いをしているところです。

また、本制度を活用する場合には、商工会の会員であることを条件としております。本補助制度を御利用の方が商工会の会員であることで、経営相談や経営に必要な知識やスキルを学習するための研修会などにも気軽に御参加いただくことが可能となり、事業経営の一助になるものと考えております。

市内の空き店舗数の把握という点につきましては、常時、補助制度に合わせ、合致する物件数を把握することは非常に難しい状況となっております。今後の制度の見直しにつきましては、これまで市内で事業を続けてこられた事業者の方とのバランスなども考慮する必要があると考えており、この点につきましては、近隣自治体の状況も含めて調査を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。これまでも商工業の振興や、まちのにぎわいという観点から様々な取組を推進していただきました。しかしながら、効果を最大限に発揮するには、検証と見直しを繰り返していくことが、とても重要であると考えます。市内産業活性化により本市がますます発展していけるように、市長からも課題の認識や新たな取組というお話もありましたので、期待を申し上げて、この質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、地籍調査事業について伺います。地籍調査は、市民の土地権利の保護、固定資産税の適正化、都市計画、防災・減災対策の基盤となる極めて重要な事業です。しかし、令和7年3月31日現在、取手市の進捗率は僅か16%にとどまり、全国平均の約85%を大きく下回っております。この状況は境界紛争のリスクや災害復旧の遅れにつながる恐れがあり、早急な対応が求められます。これまでも予算や決算の場で繰り返し議論されてきた課題でもあります。一方で、近隣自治体では利根町が進捗率100%を達成し、牛久市も既に調査を完了させております。さらに、デジタル測量やGISを活用し、その成果を都市計画や財務評価に生かしているなど、本市との間には大きな差が生じております。そこでまず、進捗率の高い近隣自治体の取組を調査研究し、これまでの編成方針にとらわれず、

進度を加速できるような予算編成や事務執行について、市長の考えをお伺いいたします。

○佐藤委員長 中村市長。

○中村市長 杉山副委員長の御質疑にご答弁申し上げます。私たちの地域社会は、日常生活に必要な様々な基盤が整備されていますが、その中でも、土地に関する情報の整備は重要な役割を果たしています。地籍調査は、国土の開発、保全、そして土地の有効活用を図るために、国土調査法に基づいて実施されるものでございます。1筆ごとの所有者、地番、地目を確認して境界の位置と面積を測量する、言わば土地の戸籍づくりのための取組でございます。この調査で得られた成果によりまして、法務局に備え付けられている地図や登記簿が更新され、公共事業や土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化などが期待されています。こうしたことから地籍調査の実施は、市民の皆様の安心と豊かさを支え、地域の発展を促進するための重要な施策であると考えております。予算編成につきましては、国庫補助金を利用していることから、事業計画に基づき、補助金を要望しておりますので、さらなる事業の拡大には十分な調査や茨城県との綿密な調査が必要となり、さらに事務執行につきましては、地籍調査には多くの労力と時間がかかることから、進捗率を上げるためには、ソフト・ハード面、両側面からの地道な取組が不可欠であると考えております。取手市におきましても、茨城県など関係機関の御協力をいただきながら調査を進めているところでございますが、引き続き関係機関との連携を強化してまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当部長より答弁をいたします。

○佐藤委員長 渡来部長。

○渡来建設部長 建設部、渡来です。市長の補足答弁をさせていただきます。現在、取手市の地籍調査は、市街化区域の中でもD I D地区——いわゆる人口集中地区を含む市街地の調査を優先して実施しております。こうした地区は、土地の売買等の土地取引に伴った所有権等の移動が多くあるため、地籍調査の必要性が高い地域であると考え、優先して進めているものです。一方で、こうした地区は関係権利者が多く存在することもあり、特に現地調査や地籍調査の成果の確認作業等において時間を要することもございます。取手市の地籍調査は平成3年度から取り組んでおりますが、近隣では昭和40年代前半から取り組んでいる自治体もございます。こうした自治体とは事業開始から20年以上の差が生じております。その一方で、地籍調査事業自体の取組開始が遅かったにもかかわらず、進捗率が高い自治体もございます。背景について調査いたしましたところ、新線沿線などの大規模な区画整理事業が集中的に進んだことによる影響や、URなどによる大規模な宅地造成を実施していることによりまして、法務局に備え付けられている地図が国土調査法第19条第5項の指定を受け、地籍調査と同様の測量制度であることから、結果的に進捗が早まった事例も認められております。また、自治体におきましては、様々な考え方にに基づき事業を進めておりますけれども、市街化調整区域を優先して調査を行っている自治体と比較しますと、取手市は進捗率は低い状況となっております。地籍調査を実施する上での主な課題の一つとして、事務執行の効率化や予算の確保が挙げられます。地籍調査における費用負担につきましては、市町村が実施する場合、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1を負担することになりますが、市の事業計画に基づき補助金を要望しておりま

すので、調査区域の拡大に伴う増額につきましては、国の予算配分の関係もあることから、特に県との綿密な調整が必要となります。限られた予算や人員、予算配分の中で、外部委託や関係機関との連携などの工夫や、近年のＩＣＴ技術の活用など、様々な手法を取り入れながら、事業進捗に取り組んでいる事例もございます。こうした事例につきましても調査研究を重ねながら、取手市といたしましては、まずはＤＩＤ地区を含む市街地での調査を優先して進めていきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 詳細にありがとうございます。それでは、今の答弁を受けて、本市では進捗率を上げるための取組はどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○佐藤委員長 渡来部長。

○渡来建設部長 御質疑に答弁いたします。事業の進捗率を上げるためには、特に関係権利者の皆様の御理解・御協力が必要不可欠となります。都市的な土地利用が進んだ本市では、土地の細分化が進んでおりまして、境界の確認作業に時間を要することもございます。現在も関係権利者の皆様には、地籍調査事業の重要性を周知しておりますが、引き続き地籍調査を実施することによるメリットなどについても幅広く周知してまいりたいと考えております。

さらに、事業を進める上での方策といたしましては、大きく３点挙げられるかと思えます。１点目は、国土調査法第１０条第２項において、外部へほぼ全ての工程を委託することが認められておりますことを踏まえまして、事務作業の負担軽減を図りながら、地籍調査に精通した専門家を活用することで調査の推進を図る方法です。こちらにつきましては、他市町村の状況を調査しつつ、当市に見合った導入方法を見極めていきたいと考えております。

２点目につきましては、市内には現地と公図が大幅なずれが生じている、いわゆる地図混乱区域が存在しております。こうした区域につきましては、法務局への調査依頼をかけることで進捗を図っておりますが、今後もこうした区域に着手する際には、法務局に地図訂正事業となるよう、引き続き依頼してまいりたいと考えております。

３点目といたしましては、様々な先進技術を駆使した事業展開です。近年、ＩＣＴを活用したドローン等を活用する航測法がございますが、こうした先進技術につきましても動向を注視してまいりたいと考えております。事業の進捗率を上げるためには、やはり関係権利者の御理解・御協力が必要不可欠となります。地籍調査の重要性を引き続き周知いたしまして、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 詳細にありがとうございます。市長からも力強い答弁いただきましたが、地籍調査は災害復旧時はもちろん、まちづくりにおいて様々な効果が創出されるものと考えます。今後も引き続き関係機関との連携を強化していただきながら、ぜひ先進事例を参考にしながら様々な手法を取り入れ、力強く推進していただくことを求めて、この質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、部活動の地域移行について、お伺いしていきます。文部科学省は、令和５年から

7年度を改革推進期間として進めてきた取組を踏まえ、本年5月16日に最終取りまとめを示し、令和8年から13年度を改革実行期間として全国実施を本格化し、休日の活動は、期間内に原則全ての学校で地域展開を実現することを目標としております。

本市に直結する論点としましては、第1に費用負担です。国は、受益者負担と公益負担のバランスを前提に、自治体間のばらつきが出ないよう金額の目安を国として示すことを検討し、保護者の費用負担軽減となる支援を求めています。

第2に、指導体制です。指導体制については、多様な人材を人材バンクや大学生・教職員の兼職活用で確保し、研修や資格取得支援、手引き整備や適正な処遇改善により、質を保障した指導体制を築くことが求められています。以上を踏まえ、本市として、保護者負担の具体的な軽減策、指導者確保の実効策について、お伺いいたします。

○佐藤委員長 石塚教育長。

○石塚教育長 杉山副委員長から御質疑いただきました部活動地域移行に伴う地域クラブの保護者負担の軽減、指導者の確保について、お答えをいたします。費用負担につきましては、国の方針に基づきまして、部活動の地域移行において、受益者負担と公的負担のバランスを考慮しながら費用負担の在り方を検討することが求められておりますが、本市においても、この方針を踏まえ、地域クラブの運営に必要な費用を慎重に算出し、会費を設定しているところです。また、子どもと直接関わっていただく指導者の確保につきましては、質の高い人材を確保するためには、地域人材の活用に加え、業務内容や活動時間に見合った適正な謝礼の設定が必要であると考えております。詳細につきましては、担当部長より、ご説明申し上げます。

○佐藤委員長 飯竹部長。

○飯竹教育部長 教育委員会、飯竹です。教育長の補足答弁をさせていただきます。費用負担につきましては、御指摘いただきましたとおり、自治体にばらつきが出ないよう国が金額の目安を示すとされておりましたが、今現在示されていない状況でございます。

現在、取手市では、地域クラブの会費を月額3,000円程度と検討しております。積算根拠といたしまして、指導者の謝礼と交通費を含めた実費を賄うために必要な費用を試算いたしますと、実際には5,000円以上が必要となりますが、保護者の皆様の負担を軽減する観点から、市の補助を加えることで会費を3,000円程度に抑える設定としております。一方で、近隣自治体では会費を2,000円程度としている例もございます。これらの自治体では、指導者謝礼の支払いにおきまして1日の上限額を設定するなど、運営方法に自治体におきまして様々な違いがございます。特に休日のクラブ活動では、試合や遠征が多く、指導者の負担が増える傾向にあるため、本市では実態に沿った謝礼を支払う方針で考えております。この方針は、指導者のモチベーションを維持し、質の高い指導を確保するためにも重要であると考えております。また、指導者の確保は、地域クラブの運営において非常に重要な課題であり、謝礼の金額が指導者の質や確保に影響を与える可能性があることも認識しております。そのため、近隣自治体との会費の差異については、単純に金額の比較だけではなく、運営の実態や指導者への配慮を含めた総合的な視点で御理解いただければと考えております。

続きまして、指導者の確保につきましては、主に兼職・兼業の手続を経た教員が指導を担っている状況でございます。指導者の選定に当たりましては、各学校の校長先生とスポーツ振興課が密に連携し、教員の意思確認を行った上で決定しております。このプロセスを通じて、学校現場の状況や教員の意向を十分に反映させながら進めているところでもございます。今年度は12クラブ活動し、文化部として初となる藤代南中学校吹奏楽部におきましては、取手市公共吹奏楽団の指導者の方に指導をお願いしております。それ以外のクラブにつきましても、小学校の教員1名をはじめ、中学校教員が兼職・兼業として指導に当たっていただいているところでもございます。これまで実施したアンケートの回答でも、教員の兼職・兼業による指導が、保護者の皆さんや生徒からも厚い信頼を得ております。今後、さらなる指導者の確保に向けて、市スポーツ協会や市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関連団体や文化関係団体に協力が得られるよう、協議・説明を行っていきたいと考えております。地域の皆様の御協力を得ながら、子どもたちが安心して活動できる環境を整備していきたいと考えております。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。様々なお考えをお聞かせいただきまして、ありがとうございます。この部活動地域移行についても、なかなか周知が行き届いてないという部分もちょっと感じておるところもありますので、その辺も含めて推進していただきたいなというふうに思っています。まずは、何よりも子どもたちが元気に伸び伸びと、大きな夢を持って活動できる環境整備に努めていただきたいと思っております。そして、費用の部分についても負担が少なくなるように、今後も十分に御検討いただきたいと思います。近隣自治体の状況や様々なバランス等を見ながら、できる限りの予算執行を求めさせていただきまして、この質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、防犯ステーション運営についてです。防犯ステーションの運営と機能強化について御質疑いたします。本市の重点施策の一つ、安全・安心な生活が送れるまちづくりの重点事業として位置づけられており、地域と連携した児童生徒の見守り活動やパトロールが日々行われております。こうした取組は、市民の安全を守る上で大変重要な役割を果たしていると考えております。一方で、近年の犯罪に対する不安感の高まりを考えると、現在設置している防犯ステーションの運営効果をどのように評価をしているのか、また今後の機能強化の観点から、増設の必要について、どのようにお考えがあるか、お伺いいたします。

○佐藤委員長 中村市長。

○中村市長 杉山副委員長の御質疑にご答弁申し上げます。市におきましては、市民の皆様が安心して暮らせる安全安心なまちづくりを推進するため、市内各所へ防犯カメラの設置やドライブレコーダー見守り事業、警察や取手市防犯連絡員協議会と連携した啓発活動など、様々な防犯施策を展開しているところでございます。その取組の一つとして、防犯ステーションを運営しており、地域における防犯活動の拠点として、安全安心の確保に一定の成果を上げているものと認識をしているところでございます。今後につきましては、

犯罪情勢や地域とのバランスを総合的に踏まえながら、機能の充実等を図ってまいりたいというふうに考えております。詳細につきましては、担当部長から答弁をいたします。

○佐藤委員長 吉田部長。

○吉田総務部長 総務部、吉田でございます。それでは、市長の補足答弁をいたします。防犯に関します総括質疑につきましては、3月定例会の予算に関する総括質疑につきまして、決算におきましても取り上げられ、市民が安心して生活できるよう、議員の皆様にも大変ご心配をいただいている非常に重要な施策と受け止めているところでございます。その中で現在、防犯ステーションは防犯活動推進員である警察官OB、10名を配置し、市内2か所の防犯ステーションを拠点に、児童の見守り、徒歩や青色防犯パトロール車による防犯パトロールを行っているところでございます。警察官OBの経験や知見を生かし、学校と連携した下校時間の見守り活動や、不審者・犯罪情報等を基にした集中パトロールを実施することにより、地域における安全・安心の確保に一定の効果を発揮しているものと考えてございます。

しかしながら、先日の委員会中にも偽電話詐欺の多発警報が発せられ、防災無線にて注意喚起を促すなど、全国的に刑法犯認知件数が増加傾向にあり、本市においても残念ながら同様の傾向が見られることから、地域全体において防犯対策の強化が求められているところでございます。そうした中、先月には、防犯連絡員の皆さんと現在の課題や今後の取組について、取手地区・藤代地区、それぞれで意見交換を実施し、まずできることとして取手警察署との連携・協働によりまして、防犯意識をさらに高める取組を今年度内に実施する計画でございます。防犯ステーションの増設につきましては、交番、それから駐在所等の警察施設や既存の防犯ステーションとの配置バランスなど、地域の実情を踏まえて検討する必要があると認識しているところでございます。今後も、既存の防犯ステーションの運営体制や機能の強化・充実を図っていくとともに、様々な防犯対策を講じながら、地域の安全安心の確保に努めてまいる所存でございます。以上です。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 ありがとうございます。今回のこの決算委員会でも、地域の声ということで、この質疑を取り上げさせていただきました。やはり地域の皆様の安心・安全ということで、地域の皆様の声や地域の環境変化にも広くアンテナを張っていただきまして、今後のステーションの検討にもつなげていってほしいなというふうに思います。本当に様々な取組をされて、今後も考えているということですが、何よりも今後も市民の皆様が安全で安心に暮らせる町にさせていただくことを切にお願いを申し上げまして、この質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

最後に、コミュニティ・スクール、学校運営協議会について質疑をいたします。本市では、多様な地域人材の参画と学校との連携を基盤に、地域とともにある学校づくりを進め、令和6年度には市内の全ての公立小中学校で導入され、一定の成果も報告をされております。しかし現状を見ると、委員の多くはPTA会長や元PTA会長、地域の顔役といった層に偏り、法律・経済・福祉などの専門性を持つ人材の参画が十分とは言えません。また、委員の推薦権限は校長にあります。校長はおおむね3年ごとに異動するため、地域事情

に精通しているとは限らず、結果として既存委員に依存し、委員構成の偏りが固定化する懸念があります。さらに、CSコーディネーターの任用が十分に進んでいないことから、学校ごとに地域共同活動の格差が生じ、本来の機能が十分に発揮されていない可能性もあります。こうした課題に対応するには、委員構成の多様化、コーディネーターの拡充、市からの積極的な助言・指導などが必要と考えます。以上を踏まえ、コミュニティ・スクールにおける人員拡大について、市の見解をお伺いいたします。

○佐藤委員長 石塚教育長。

○石塚教育長 杉山副委員長の御質疑に答弁させていただきます。お話しいただきましたとおり、コミュニティ・スクール事業は多様な地域人材が学校運営協議会委員、またCSコーディネーターとして参画し、地域と学校が連携することで進んでいく事業でございます。御指摘のとおり、多様な主体に参画いただくこと、あるいは専門性のある人材に参画いただくことで、協議会における意見交換・熟議、さらには地域学校協働活動がより充実したものになると考えております。一方、参画いただく人材を任命・委嘱する上で最も重要なのは、その方が学校の活動に理解があり、学校運営や児童生徒の資質向上に資する人材であるかという点かと考えています。人材の任命・委嘱に当たっては、学校長の意見を重視しますので、引き続き、学校長には地域とのつながりを深めていただくことを期待する一方、御質疑いただきましたように、学校長には異動があることも鑑み、市教育委員会事務局が学校長とともに、地域人材・地域事情の把握に取り組んで、多様な地域人材から多くの候補者を選べる体制づくりなど、人員拡大に努めてまいります。その際、どのような専門性がある方に参画いただくことが、学校・子どもたちに資することにつながるのか、適切な人数・候補者の選び方などはどのようにあるべきかなど、慎重に判断する必要があると考えている点も多いため、他自治体における先行事例の研究を進めて、より充実した事業成果を目指してまいりたいと考えています。以上です。

○佐藤委員長 杉山副委員長。

○杉山委員 教育長からも力強い御答弁ありがとうございました。本事業は、これからが本格的な運営効果が出てくるものと考えておりますが、その効果を最大限に発揮するためには、今回質疑させていただいた内容も前向きに捉えていただき、今後の地域と学校、そして何より児童生徒にとって、よりよい環境になるように進めていっていただくことを切にお願いを申し上げまして、今回の決算委員会での総括質疑とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤委員長 以上で、委員会としての総括質疑を終わります。

次に、各会派からの総括質疑を行います。この総括質疑は質疑通告順に行います。質疑時間は、1会派、質疑時間のみで5分以内となります。残り時間が1分となりましたら、ベルを1回鳴らします。質疑時間がなくなりましたら、ベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、総括質疑の通告に沿った質の高い質疑を求めます。各会派からの総括質疑通告は、無会派クラブの根岸委員1名からありました。

無会派クラブ、根岸委員、お願いします。

○根岸委員 根岸でございます。無会派クラブを代表いたしまして、不登校対策と教育相

談体制について、質疑をさせていただきます。

まず質疑の1つ目、不登校児童生徒の増加とともに、教育総合支援センター来所による相談件数が増加している。令和7年度当初予算にて1名相談員を増員しているものの、十分に相談者に対応できているか。1案件ごとに即時対応できているか、対応時間は十分かということと同ってまいりますが、不登校対策について、昨日の質疑で、令和6年度中にスクールソーシャルワーカーの予算増、それから令和7年度に先駆け、6年度中に不登校相談支援員を早期導入した点を確認することができました。また、委員会終了後、さらに確認をしたところ、来所相談については、令和7年度当初予算で学校相談員1名増とはいえ、こちらは週1日分の増ということでございました。昨日の答弁でも資源をフル活用し適正に対応できているとのお答えでしたが、実際の数値を見ますと、来所による相談件数が令和5年度376件から令和6年度は545件と、45%の増となっております。果たして本当に、この45%増に対応できているかということについて再度伺います。相談を受けたタイミングを逃さず、即時対応できているか、相談1件当たりの対応時間は十分に取れているか伺います。

○佐藤委員長 飯竹部長。

○飯竹教育部長 教育委員会、飯竹です。根岸委員の御質疑に答弁させていただきます。児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、全国的にも増加傾向にあります不登校児童生徒ですが、取手市におきましても不登校児童生徒は微増しており、学校に登校できない児童生徒の自立をどう支えていくかについては、重要な課題であると認識しております。

令和7年度当初予算におきまして、学校教育相談員を1名増員し、教育総合支援センターの相談体制の強化を図りました。センターでの相談につきましては、スクールカウンセラー・スーパーバイザーと学校教育相談員が主に対応しておりますが、個々の案件ごとにスクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校教育相談員、学校連携支援員、指導主事を交え、チームでアセスメントを行っているところです。全ての相談について即時対応を基本としておりますが、相談者の状況等を鑑み、じっくりと相談を重ねたほうがよい案件につきましては、話せる状況になるまで時間を空けて、相談する気持ちになるまで待つこともございます。また、早期に面談を実施したほうがよい案件などにつきましては、速やかに相談を実施することもございます。引き続き、案件ごとに丁寧なアセスメントを行いながら、適切に対応してまいります。1案件ごとの対応時間につきましては、あらかじめ対応時間を決めて対応しているわけではなく、案件ごとに丁寧にアセスメントをし、終結に向けて面談を行っているところでもございます。しかしながら、終結になかなか向かわない案件や、改善は見られているものの長期間にわたって相談する案件もございます。また、1回の相談で終わるケースもございます。その場合におきましては、経過確認としまして、一定期間を空けた後、センターから相談を呼びかけるなどの対応をしているところでもございます。引き続き、相談者の悩みに適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 私は、子どもたちは一定期間、内側に籠もることで体と心を休め、エネルギー

一をためて、また一步踏み出せる力をどの子も持っていると思っています。子どもには、まず時間が必要です。一方、保護者は、我が子の登校渋りを目の当たりにすると、自分の子育てが間違っていたのではないかと自責の念を抱き不安に駆られてしまい、子どもの回復をじっと待つことが非常に難しいと考えます。このじっと我慢して待つ間、支援センターの保護者への励ましが必要だと考えます。その励ましが、タイミングを逃さず適宜行われることが、とても大事だと考えます。専門家の方々には釈迦に説法かもしれませんが、まず保護者には、ここまで子育て頑張ってきましたね、よく頑張ってくれましたと、ねぎらってあげてほしいと思います。不安を受け止め自分を認めてくれることを、お子さんだけではなく保護者も必要としています。

では、次の現在の教育総合支援センターは暫定で、旧取手西小学校【「旧取手西小学校」を「旧戸頭西小学校」に発言訂正】に設置されている。さきの質疑の状況から、相談室も不足していると伺っている。相談者や児童生徒がアクセスしやすい駅前等に移転する等、検討はということで伺います。旧戸頭西小に支援センターを設置しているメリットは、グラウンドを使用できることや学校施設を使用することが、スムーズな学校復帰につながると認識しています。また、常総線戸頭駅から徒歩圏内にあり、利便性もそれほど悪くないことも認識しております。しかし、例えば藤代地区から通う場合、公共交通機関を使用すると、それなりの交通費がかかります。また、心優しく傷つきやすい子どもたちは、人混みが苦手な公共機関を使用できない場合もあり、その際は保護者の送迎が必要になりますが、とはいえ保護者も就労していると支援センターの開所時間に合わせて送迎することが難しかったりします。適応指導教室ひまわりの登校は、送迎は必要なのでしょうか。保護者も児童生徒もアクセスしやすい取手駅前に設置することはお考えでしょうか、お伺いします。

○佐藤委員長 答弁の前に、根岸委員、「取手西小学校」と言っていたような感じがしますが、「旧戸頭西小」と訂正してよろしいですか。

○根岸委員 はい。訂正をお願いいたします。

○佐藤委員長 そのように訂正させていただきます。

それでは答弁を求めます。

飯竹部長。

○飯竹教育部長 お答えさせていただきます。教育総合支援センターは、旧戸頭西小学校にございますが、建物の中には適応指導教室の「ひまわり」がございます。「ひまわり」に通う児童生徒は、その年度によっても異なりますが、これまでも藤代地区も含め、市内全域から通っていただいているところでもございます。「ひまわり」への通所につきましては、小学生については安全面を最優先にし、距離に関係なく保護者の送迎をお願いしております。中学生は、御家族で検討した中で、自転車で通うことを希望された場合には、学校とも協議した上で自転車で通っている状況もございます。また、立地につきましては、常総線戸頭駅から徒歩10分程度ということもありまして、決して不便ではない場所にあるため、常総線を利用して通っている生徒もございます。取手の西部という立地につきましては、様々な御意見があることも承知しているところでもございます。グラウンドや体

育館、農園などの施設も整っているため、子どもたちには大変よい環境であると考えております。

続きまして、教育総合支援センター内での相談室についてですが、現在、センターには相談専用としての個室が2部屋、来客用にも使用している談話室という個室が1部屋、多目的な使用が可能な大部屋が1部屋、合計4部屋で同時に相談室として活用できる環境が整っております。今後、相談件数が増えてきた際には、建物内の空きスペースを相談室とするなどの検討をしながら、利用しやすい相談室の環境整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○佐藤委員長 根岸委員。

○根岸委員 現状とお考えは把握することができました。

〔前野議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○根岸委員 引き続き、校内サポートルームを含め、環境整備のほうをよろしく願います。以上で、私の質疑を終わりにいたします。ありがとうございました。

○佐藤委員長 以上で、通告された各会派からの総括質疑が終わりました。これで認定第1号の質疑を打ち切ります。

討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。なお、昨日お諮りしたとおり、令和8年度一般会計予算編成に向けて委員会として市に対して提言を行うかについての委員間討議は、採決が終わった後に行うことを決定しております。

認定第1号について、委員間討議が必要と思われる方はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、この後、討論、採決を行います。

次に、当委員会に付託された認定第1号の討論、採決を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。賛成——誰もいないですか。

〔「討論ないの」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 本会議で行うと思いますので——討論なしと認めます。以上で、当委員会に付託された認定第1号の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は挙手によって行います。

認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成多数です。よって、認定第1号は認定することに決定しました。

これで当委員会に付託された認定第1号の審査は終了しました。休憩し、中村市長から御挨拶をいただきます。

休憩します。

【総括質疑等・討論・採決 ここまで音校正済】

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

【ここから未校正】

○佐藤委員長 再開します。

令和8年度一般会計予算編成に対する提言事項について、委員間討議を行います。昨日お諮りしたとおり、令和8年度一般会計予算編成に向け、委員会として市に対して提言すべき事項について討議を行うことが決定しております。これまで皆さんには、令和6年度決算の審査に向けて重点調査項目の調査を行っていただきました。また、本日までの3日間にわたり行われた決算審査の内容を踏まえた上で、令和8年度一般会計予算編成に対する提言事項とすべき事項について御意見を伺います。

まずは、提言事項とすべき事項を各委員から出していただき、その後、詳細な内容、提言事項の確定については休憩し、協議いたします。それでは、提言事項とすべき事項について、御意見はございませんか。——ちょっと、ここで休憩しますね。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○佐藤委員長 再開します。

先ほどもちょっとお聞きしましたが、ちょっと前に戻って、ここでは提言事項とすべき事項について御意見を求めたいと思いますが、御意見ございますか。

遠山委員。

○遠山委員 実は私自身、昨日はちょっと体調を崩して、午後、早退させていただきました。皆さんには本当に御迷惑をおかけしました。今日、改めて見せていただいて、総括質疑が何と10項目も上がっていたということで、いや皆さん丁寧によくやってくれてありがたうということで、先ほど皆さんに声をかけさせていただいたところです。この際、別に予算をつけろとか、そうじゃなくて、とにかくこの事業を議会としては注視してるんですという意味も含めて、いろいろなソフト面も含めて、在り方ですよ。今後、どういふに進めていくかということを含めて、提言にこの10項目を挙げていったらいいんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

海東委員。

○海東委員 ただいま遠山委員からお話がありました10項目、私も非常に重要だと思っております。昨日の自由討議の中で決めていったこの10項目、非常に重要な項目だと私もそのように認識しているんですけども、ただ昨日、自由討議の中、また決めていく中で委員の皆さんの総意でもって、この5項目に絞っていったという経緯もございます。私は、この10項目の中から絞った5項目。ただいま、先ほど副委員長が総括質疑していただきました内容、非常に重要だと思っております。この5項目に絞った形で、また先ほど休憩中に山野井議長から御提案がありました全体的な視点、これも非常に重要だと思っております。提言を出す際に、鑑文のような形で、山野井議長がおっしゃった全体的な視点

というところもしていく、そういった構成にしていくのはいかがかなと、そのように思いまして申し上げたところでございます。以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。お2人の委員から意見が出ましたが、そのほか御意見のある方はいらっしゃいますか。——それでは、今、ちょっとこれは決を取った上で、この先を進めさせていただきたいと思うんですけれども。最初に、遠山委員のほうからおっしゃっていただいた、昨日の休憩を取って委員間の中で討議したときには、10項目、最初はあるって、それを5項目に皆さんの総意で絞ったという形ですけれども、最初の10項目を全部あげたほうがいいだろうということ——これは、まだこれから協議をするということなんですけど、そのようにしたほうがよろしいか。海東委員のほうからお話がありました、ここまでの流れの中で5項目に絞ってきたその中身において、副委員長から質疑していただいた。また、それをしっかりとこれから提言するかどうか精査したほうがいいかという——10項目か5項目かのどちらかという話でしたので、決で決めたいと思います。まず、遠山委員がおっしゃった10項目にしたほうがいいと思う方の挙手を。お願いします。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成少数ということになりましたので、海東委員のおっしゃった5項目の形で……

〔発言する者あり〕

○佐藤委員長 (続) 海東委員の5項目のほうも決を取ったほうがいいですか。——海東委員の5項目のほうのお話に沿って、これからやっていったほうがいいと思う方の決を取りたいと思います。挙手のほうをお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成多数ですので、海東委員のほうの形で……

〔発言する者あり〕

○佐藤委員長 (続) 遠山委員も挙げてましたか。もとい、すみません。じゃあ全員賛成で。いや、遠山さんの決だけ取れば、私はもう海東さんのほうだというふうに勝手に判断したんで、決を取らずに失礼しました。全員賛成で5項目のほうをやらせていただきたいと思います。

休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○佐藤委員長 それでは、再開します。

休憩中の協議内容を踏まえ、ただいまから提言事項を読み上げます。

まず1つ目が、創業支援事業と空き店舗活用について、提言に取り入れたほうがよろしいと思う方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員になりますので、こちらを採用させていただきたいと思います。

次に、項目2の地籍調査事業について、こちらを提言に加えたほうがいいと思う委員さ

んの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員です。採用したいと思います。

次に、項目3の部活動の地域移行についてなんですが、こちらも提言に加えさせていただきたいと思う方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員です。採用したいと思います。

項目4、防犯ステーションの運営について、こちらを提言にしたいと思う方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員です。こちらも採用していきたいと思います。

最後に、項目5、コミュニティ・スクールについてを提言に加えさせていただきたいと思う委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員です。ありがとうございました。

ただいま読み上げたこの項目について、もう一度述べますが、文言の調整等は委員長に一任していただき、委員会として提言することに、全部使うということですが、5項目、賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成です。委員会として提言を提出することに決定いたしました。

これで、一般会計予算・決算審査特別委員会を散会いたします。

【ここまで未校正】

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長 _____